DNA出生後親子鑑定約款

DNA出生後親子鑑定約款

株式会社HUMEDIT

第1条（目的）
本約款は、株式会社HUMEDIT（以下「当社」といいます）が提供するDNA出生後親子鑑定（以下「本鑑定」といいます）の利用に関し、当社と申込者との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条（定義）
本約款において使用する用語の定義は、以下の通りとします。
● 「本鑑定」とは、当社が提供するDNA出生後鑑定サービスをいいます。
● 「擬母」とは、生物学的な母親かどうかが確認されていない状態の女性をいいます。
● 「擬父」とは、生物学的な父親かどうかが確認されていない状態の男性をいいます。
● 「申込者」とは、本鑑定の申込みをした者とします。
● 「代理母」とは、他者の受精卵を自身の子宮に移植し、妊娠・出産を行う女性をいいます。
● 「卵子ドナー」とは、自身の卵子を他者の生殖補助医療のために提供する女性をいいます。

第3条（鑑定の目的）
本鑑定は、子供の生物学的な父親・母親の確認を目的として行います。

第4条（検体採取）
検体採取においては、以下の通りとします。
1. 擬母、擬父、子供は、当社から提供された案内書に従い、正しい情報を提供し、検体の取り間違いがないように検体採取を行うものとします。
2. 代理出産や卵子提供が関与する場合、全ての関係者（意図された親、代理母、卵子ドナー）から明確な同意を得る必要があります。当社は、これらの同意が適切に取得されていることを確認する権利を有します。

第5条（本人確認および指紋採取）
1．法的鑑定を受検する場合、受検者は顔写真付きの公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）を持参し、本人確認に応じるものとする。
2．前項の証明書を持参しない場合、当社または提携機関は本人確認の代替措置として、指紋の採取を行うものとする。
3．採取された指紋は、当該受検者が検体提供を行ったことを示す証明資料として、鑑定結果報告

書に添付されるものとする。

第6条（未成年者に関する特別規定）
未成年者に関する特別規定において、以下の通りとします。
1. 未成年者が本鑑定を受ける場合、親権者または法定代理人の同意を得なければならない。
2. 親権者または法定代理人は、未成年者に代わって本約款に同意し、鑑定の申し込みを行うものとする。
3. 未成年者の個人情報は、特に慎重に取り扱われるものとし、その保護には十分な注意を払うものとする。
4. 未成年者の鑑定結果は、原則として親権者または法定代理人に対してのみ開示されるものとする。ただし、未成年者本人からの開示請求があった場合、当社は親権者または法定代理人と協議の上、適切に対応するものとする。
5. 未成年者が成年に達した後、本人から鑑定結果の開示請求があった場合、当社は速やかにこれに応じるものとする。
6. 当社は、未成年者の福祉と最善の利益を考慮し、必要に応じて専門家の助言を求めながら、本鑑定に関する決定を行うものとする。
7. 未成年者の鑑定結果およびDNAデータは、当該未成年者が成年に達する年齢に達するまで、または鑑定結果報告後20年間（どちらか長い方）保管される。この期間経過後、データは安全に破棄されるものとする。

第7条（未成年者の本人確認）
1. 未成年者の鑑定を行う場合、年齢に応じた適切な本人確認書類の提示を求めます。
2. 乳幼児の場合は、母子健康手帳、乳幼児医療証、または健康保険証のいずれかを必要とします。
3. 就学児童・生徒の場合は、健康保険証、学生証（写真付き）、または子ども医療証のいずれかを必要とします。
4. 全ての未成年者の鑑定において、親権者または法定代理人の本人確認書類の提示も必要となります。
5. 当社は、必要に応じて追加の本人確認書類の提示を求める権利を有します。

第8条（代理出産および卵子提供に関する特別規定）
1. 代理出産の場合、生物学的親子関係の確認において、代理母ではなく卵子提供者（または意図された母親）のDNAが使用されることを申込者は承知するものとします。
2. 卵子提供を受けて出生した子供の場合、生物学的母親の確認には卵子ドナーのDNAが必要となることを申込者は理解し、同意するものとします。
3. 代理出産または卵子提供が関与する場合、申込者は当社に対してその旨を事前に通知する義務を負います。

4. 当社は、代理出産や卵子提供に関連する法的・倫理的問題について一切の責任を負わず、これらの手続きの合法性や倫理性について判断を行うものではありません。
5. 代理出産や卵子提供が関与する場合の鑑定結果の解釈や法的影響については、申込者自身の責任において適切な専門家に相談するものとします。

第9条（鑑定の方法）
擬父、擬母および子供より提出された検体は、当社により匿名化され、当社の鑑定機関（東京衛生検査所）においてSTR(Short Tandem Repeat)の解析により血縁関係を確認するために利用されます。

第10条（鑑定結果に対する承諾）
鑑定結果に対して、以下承諾したものとします。
1. 以下の場合、正確な鑑定結果が得られない可能性があるため、必ず鑑定開始前に当社に連絡するものとします。
- 擬母もしくは擬父同士が近い血縁関係である場合
- 擬母もしくは擬父が一卵性双生児である場合
2. 擬父、擬母および子供のDNAに生じた突然変異、欠損、置換、キメラ等の当社でコントロールできない理由により正しい鑑定結果が得られない可能性があることを承知し、万が一正しい結果が得られなかった場合でも、当社に一切の請求を行わないものとします。
3. この鑑定の結果はあくまでも生物学的､統計学的に解析したものであり、100%の正確な鑑定は理論上不可能であることを承知します。また、検体の状態によっては、正しい鑑定結果が得られない可能性があることも承知します。
4. 被験者が提供した情報をもとに鑑定を行い、得られた鑑定結果次第では擬父、擬母および子供に不利益をもたらす可能性があることを承知します。

第11条（結果報告予定日）
結果報告予定日は、以下の通りとします。
1. 結果報告予定日は、擬父、擬母および子供の全ての検体が当社に到着した日を0日目として10日前後でご報告いたします。
2. 擬父、擬母および子供の全ての検体到着日が異なる場合は、擬父、擬母および子供の全ての検体が揃った日より鑑定が開始され、結果報告予定日が確定いたします。
3. 検体の状態または郵送事故、郵送遅延による検体の損傷など、当社でコントロールできない理由により結果報告日が前後する場合がありますが、当社は一切の責任を負いません。

第12条（鑑定結果の報告）
鑑定結果の報告は、以下の通りとします。
1. 鑑定結果は、メールに添付されたPDFにより報告されます。

2. 擬母・擬父と子供の間のDNA関係についての報告は、母権肯定確率99.99%以上、または母権肯定確率0%・父権肯定確率99.99%以上、または父権肯定確率0%として報告いたします。
3. 申込者以外に鑑定結果が伝わることを防ぐ為に、電話やメールによる鑑定結果のお問い合わせには対応いたしかねます。
4. 鑑定中の進捗状況はお伝えすることができません。
5. 検査結果の再発行は、検査結果の報告日から1か月以内に申込者からの依頼があった場合に限り対応します。再発行方法および費用は以下の通りとします。
● 書面による再発行：申込者の同意を得た上で、レターパックライトにより申込者指定の住所へ郵送し、手数料として11,000円（税込）を頂戴します。
● メールによる再発行：申込者の同意を得た上で、申込者指定のメールアドレス宛に再送信し、手数料として11,000円（税込）を頂戴します。
6. 検査結果の報告日から1か月を経過した場合、検査結果の再発行には応じられません。

第13条（鑑定のキャンセル）
鑑定のキャンセルは、以下の通りとします。
1. 料金支払い後、申込者の都合によるキャンセルをされた場合は全額返金いたしかねます。料金お支払い前であればいつでもキャンセル可能です。検体採取後にキャンセルの場合は、その他諸経費を含めた11,000円(税込)を徴収いたします。
2. 申込者の都合による結果報告前のキャンセルは鑑定代金の50%の返金になります。
3. 鑑定の申込日より1年以内に検査が終了できない場合、申込者都合によるキャンセルとみなされ、返金はいたしかねます。
4. 各種資料が違法な手段で入手された、あるいは改ざん・改造が施されていたことが申し込み後に判明した場合、申込者もしくはその関係者が反社会的勢力などの構成員もしくは親交者であったことが判明した場合、その他当社が申込者との相互信頼関係が損なわれたと認めた場合は当社より業務を解消させていただきます。その場合においても一切の返金はなされません。

第14条（無料再鑑定とそれ以降の鑑定について）
本鑑定において、検体（FTAカード等）のDNA量が不足する場合、まれに判定不能となることがあります。その際には、当社の判断により、再鑑定が必要となる場合があります。
1. 1回目の鑑定で「判定不能」という結果となった場合、無料再鑑定として2回目の鑑定をお受けいただくか、 再鑑定はせずにオプション代金を除く支払い金額の30%の返金をお受けいただくかの二者択一となります。
2. 2回目以降の鑑定の際にご提出いただく検体は、原則、FTAカードに限ります。もし特殊検体をご提出いただく場合は特殊検体料金が別途発生し、鑑定期間が追加されます。
3. 2回目の鑑定でも「判定不能」という結果となった場合は鑑定終了とし、返金は一切ありません。なお3回目の検査を希望する場合は別途11,000円（税込み）にて再鑑定を実施することができます。

4. 3回目以降の再鑑定においては都度11,000円（税込み）が発生します。
5. 前各項に基づく無料再鑑定は、検査所にて判定不能と判明した日から1ヶ月以内に申請された場合に限り実施されます。

第15条（お申込時の鑑定料金以外の費用）
お申込時の鑑定料金以外の費用について、以下承諾したものとします。
1. お申し込みいただいた鑑定の他に、検体採取キットの再発送や書面での結果報告書の追加発行等、申込者都合により別途料金が発生する場合は、ご依頼時の鑑定費用とは別に料金を請求させていただく場合があります。

第16条（検査結果受領後の追加検査について）
利用者が検査結果の報告を受けた後に、追加で別の検査対象者（擬父）の検体を提出し、追加検査を希望する場合の取扱いは、以下の通りとします。
初回検査結果の報告日から1か月以内に追加検体の検査を希望する場合は、擬父1名あたり33,000円（税込）の追加料金にて対応します。
初回検査結果の報告日から1か月を経過した場合は、新規検査として通常の検査料金を支払うものとします。
ただし、当社において利用者のDNA情報が保存されている期間内に限り、1か月経過後であっても擬父1名あたり33,000円（税込）の追加料金にて対応できるものとします。DNA情報の保存期間を経過した場合には、通常の検査料金を支払うものとします。

第17条（その他返金に関する事項）
その他返金に関する事項について、以下承諾したものとします。
1. 検体の状態または郵送事故、郵送遅延による検体の損傷など、当社でコントロールできない理由により結果報告日が遅延した場合、オプション料金の返金はいたしかねます。
2. 申込者都合によるキャンセル、または無料再鑑定辞退に伴う返金の際、銀行振込手数料(クレジットカード決済の場合はカード決済手数料)は申込者の負担となります。
3. 万が一、当社のミスにより鑑定結果に誤りがあった場合、当社は申込者からいただいた鑑定費用の全額を返金し、申込者は返金された鑑定費用以上の請求は行わないこととします。

第18条（マイページの利用および情報の削除）
1. 申込者が入力したメールアドレスをもとに、問診表の入力、同意書の確認および同意、検査進行状況の確認などをインターネット上で行うための専用画面（以下「マイページ」といいます）を提供します。
2. マイページへの最終ログインから1年が経過した場合、登録された個人情報および検査結果は、当社のシステム上から削除されます。
3. 削除後は、マイページへのアクセスはできなくなり、削除された情報を復元することもできま

せん。
4. 検査結果については、別途送付された内容をご自身で印刷または保存していただくようお願いいたします。削除後は、当社においても検査結果の再発行・再確認には一切対応できません。

第19条（検体の保存および個人情報の保管）
検体の保存および個人情報の保管について、以下承諾したものとします。
1. 申込者からのメール、個人情報は匿名化された状態でサービス向上のために活用されます。
2. 検体および検体から得られたデータは匿名化された状態で、遺伝病診断法の研究と鑑定精度向上のために活用されます。
3. 解析および研究が終了した検体は、申込者への通知・許可なく、指定の業者により破棄されます。
4. 別途プライバシーポリシーに定めた通りとなります。

第20条（免責事項）
免責事項について、以下承諾したものとします。
1. 検体の損傷、申込者による書類の記入ミス、または検体採取のミスなどによる結果判定ミスに関して、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社が受領した検体においてDNA上で生じた突然変異、欠損、置換、キメラ等の当社でコントロールできない理由による結果判定ミスに関して、当社は一切の責任を負いません。
3. いかなる場合においても、上記の返金規定(第13条、第14条および第17条)以上の責任は負いかねます。

第21条（本約款の変更）
当社は、申込者に通知することなく、本約款を変更することができるものとします。変更後の本約款は、検体採取した時点から効力を生じるものとします。

第22条（準拠法及び管轄裁判所）
本約款に関する準拠法は、日本法とします。本約款に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
本約款は、令和6年9月18日から施行します。
令和7年5月20日に一部改訂を行いました。
令和7年6月 9日に一部改訂を行いました。
令和7年7月 4日に一部改訂を行いました。

株式会社HUMEDIT

代表取締役　岡　幸太朗

プライバシーポリシー

株式会社HUMEDIT（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報保護の重要性について認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、以下のとおりプライバシーポリシー（以下「本ポリシー」といいます）を定め、これを遵守することをお約束します。

1. 収集する個人情報

当社は、DNA出生後鑑定サービス（以下「本サービス」といいます）の提供にあたり、以下の個人情報を収集します：

●氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先情報
●生年月日、性別
●妊娠に関する情報（妊娠週数等）
●DNA検体（血液サンプル等）
●家族関係に関する情報
●支払い情報

2. 個人情報の利用目的

当社は、収集した個人情報を以下の目的で利用します：

1. 本サービスの提供および運営
2. 本サービスの実施と結果の報告
3. お客様からのお問い合わせへの対応
4. サービス品質向上のための分析および研究
5. 新サービスの開発
6. 当社からのお知らせや重要な更新の連絡

3. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などのリスクに対して、以下の安全管理措置を講じます：

1. 個人情報へのアクセス制限
2. 従業員の教育訓練
3. 個人情報の匿名化処理
4. セキュリティシステムの導入
5. 定期的なセキュリティ監査の実施

4. 個人情報の第三者提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お客様の同意なく第三者に個人情報を提供いたしません：
法令に基づく場合
1. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
3. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 業務委託
当社は、個人情報の取り扱いの全部または一部を外部に委託する場合があります。その場合、当社は委託先に対し、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

6. 保有個人データの開示・訂正・利用停止等
お客様は、当社が保有する個人データの開示、訂正、追加または削除、利用停止または消去を請求することができます。請求の方法については、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

7. DNAデータの取り扱い
1. DNAデータは特に機密性の高い情報として、厳重に管理します。
2. DNAデータは匿名化された状態で保管され、研究目的以外では個人を特定できない形で利用されます。
3. お客様のDNAデータは、鑑定結果報告後20年間保管され、その後安全に破棄されます。ただし、未成年者のデータについては、当該未成年者が成年に達する年齢に達するまで、または鑑定結果報告後20年間（どちらか長い方）保管されます。

8. 特殊な生殖補助医療に関する情報
当社は、代理出産や卵子提供など、特殊な生殖補助医療に関する情報を取り扱う場合があります。これらの情報は特に機密性の高いものとして扱い、関係者全員のプライバシーを最大限に尊重します。

9. 未成年者の個人情報
本サービスは、胎児に関する情報を含む未成年者の個人情報を取り扱います。未成年者の個人情報の取り扱いについては、親権者または法定代理人の同意を得た上で行います。

10. クッキーの使用
当社のウェブサイトでは、サービス向上のためにクッキーを使用しています。クッキーの使用を望まない場合は、ブラウザの設定で拒否することができます。

11. プライバシーポリシーの変更
当社は、必要に応じて本ポリシーを変更することがあります。重要な変更がある場合は、当社ウェブサイト上でお知らせします。

12. お問い合わせ窓口
本ポリシーに関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください：
株式会社HUMEDIT　個人情報保護担当 電話番号：03-6811-7372
制定日：令和6年9月25日　最終更新日：令和8年11月05日